

富山市医療的ケア児支援事業（サービス提供体制の整備）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケア児を受け入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の看護師をサポートするための看護師を派遣し、新規に医療的ケア児を受け入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の参入を支援することを目的として行う富山市医療的ケア児支援事業（サービス提供体制の整備）（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の対象者）

第2条 本事業の対象者は、原則として、新規に医療的ケア児を受け入れる次のものとする。

- （1）指定障害児通所支援事業所
- （2）指定障害福祉サービス事業所
- （3）保育所、こども園

（事業の内容）

第3条 本事業は、新規に医療的ケア児を受け入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の参入を支援することを目的として医療的ケア児を受け入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の看護師をサポートするための看護師を派遣するものとする。

- 2 サポートする看護師は医療的ケア児が利用している訪問看護ステーションの従事者とする。
- 3 医療的ケアの時間は、30分を1単位とし、事業所の施設等への派遣の上限は1日当たり3単位までとする。
- 4 看護師を派遣する期間は、医療的ケア児を受け入れる事業所の看護師が医療的ケア児の医療的ケアの実施に自信が持てるようになるまでサポートすることとし、支援の実施回数に制限は設けない。
- 5 派遣された看護師は、事業所の看護師に医療的ケア児が必要とする医療的ケアを行う際の実施方法や注意事項等について指導する。

（利用者の負担）

第4条 本要綱における看護師の派遣に要する事業所及び医療的ケア児等の負担は無料とする。

（支援の申請）

第5条 本事業を受けようとする事業所は、該当の医療的ケア児の保護者の承諾を得た上で、富山市医療的ケア支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に支援の申請をしなければならない。

(委託契約)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに対象要件となる事項を確認の上、支援の要否を判定し、決定又は却下の決定を行い、訪問看護ステーションと事業委託契約を締結するものとする。

(利用決定)

第7条 市長は、支援の申請があったときは、利用の可否を決定し、富山市医療的ケア支援事業利用決定（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするときは、身体その他の状況及びその置かれている環境を十分勘案して行うと共に、利用の決定をしたもの（以下「利用者」という。）に対して、利用時間の決定をするものとする。

(届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、富山市医療的ケア支援事業利用変更申請書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、通所施設等申請時の状況に変更があったとき
- (2) 医療的ケアの内容の変更または利用する単位数を増やそうとするとき。
- (3) 利用を決定期間中に中止しようとするとき。

(変更利用決定)

第9条 市長は、前条第2号の変更申請があったときは、変更の可否を決定し、富山市医療的ケア支援事業変更利用決定（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするときは、身体その他の状況及びその置かれている環境を十分勘案して行うと共に、利用者に対して、利用時間の決定をするものとする。

(利用の取消)

第10条 市長は、利用者がる魏の各号のいずれかに該当すると認めたときは、富山市医療的ケア支援事業利用中止（取消）決定通知書（様式第5号）により、当該利用者の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条（3）の届出があったとき。
- (2) 第2条の規定による利用対象者の資格を失ったとき。
- (3) その他、市長が利用の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(委託料の支払い)

第11条 市長は委託を受けた事業者に対して、委託料の支払いを行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。